

台湾情報誌

Feb
2023
2

Vol. 983

交流

メタバースが拓く次世代の日台産業連携



日台海洋協力対話第5回会合

公益財団法人 日本台湾交流協会
Japan-Taiwan Exchange Association

目次

メタバースの新たなビジネス創出に向けた日台連携の方向性

河村憲子 小津宏貴 1

中国における「法」と「武力（軍事力）」の強化について

—「国際の平和及び安全」の維持のために何ができるのか?—

河村有教 11

台湾高校生日本留学事業 第6期 留学中間報告

台湾高校生日本留学事業第6期生 17

令和4年度 外務大臣表彰

台湾人受賞者に対する表彰式の実施について（上） 22

日本台湾交流協会事業月間報告（1月実施分） 24

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人日本台湾交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人日本台湾交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

日本台湾交流協会について

公益財団法人日本台湾交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も大宗を国が支え、職員の多くも国等からの出向者が勤めています。

表紙写真

2023年1月13日、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会は、東京において、日台海洋協力対話第5回会合を開催しました。写真は大橋光夫・日本台湾交流協会会長（右）、蘇嘉全・台湾日本関係協会会長（左）。

メタバースの新たなビジネス創出に向けた 日台連携の方向性

株式会社三菱総合研究所
海外事業本部 アジア事業グループリーダー 主席研究員 河村憲子
スマート・リージョン本部 デジタル都市マネジメントグループ 研究員 小津宏貴

この数年で話題を耳にしない日はないほどの盛り上がりを見せているメタバース。2030年の国内市場は20兆円規模になると見込まれ¹、新しいビジネス創出に向けて様々なプレイヤーによる参入合戦が繰り広げられている。そもそもメタバースとは何ぞや、という研究も数多く出されている。実際のところ、メタバースについて万国共通の定義は定められておらず、これが成功モデルだというものも確立されていない。むしろ、そこに今後の可能性を感じるプレイヤーが多いのだろう。

三菱総合研究所では、昨年、台湾のシンクタンクである財団法人資訊工業策進會産業情報研究所（以下、台湾Ⅲ、MIC）と、都市型インフラ分野に焦点を当て、メタバース分野の日台連携の可能性について検討を行った。

本稿では、同分析をもとにポイントを紹介する。

1. 三菱総研が考えるメタバース²

三菱総合研究所では、先進技術センター³が中心となり、社会課題をビジネスで解決するためのツールの一つであるメタバースに関して、多角的な研究、分析、発信に取り組んでいる。

メタバースという語は元々バーチャル空間に形成された場のみを指していたが、ポケモンGOなどリアルとバーチャルが融合したメタバースも普及し、近年、その概念が拡張している。2021年に三菱総合研究所では、バーチャルテクノロジー活用 の場として、スタンドアロンの場としての

「パーソナルバース」、ネットワーク上のソーシャルな場としての「メタバース」、リアルとバーチャルが融合した場としての「リアルバース」の3バースを提案し、この3バース全てが広義のメタバースと位置付けた。（なお、このうちのメタバースを、以下、原義のメタバースとする。）（図表1）

それぞれ場としての特徴や活用方法が異なるため、メタバースを語る際には、区分して考える必要がある。

次に、メタバースの最低限の構成要素は、「3Dバーチャル空間」、「オブジェクト」、「エージェント」の3つに大別される。この3要素の何をどの程度重視するかにより、個々のメタバースの特徴が生まれる。例えば、オブジェクトの精度や動作・質感などを重視する場合、設計やシミュレーションを重視したメタバースになり、エージェント（アバター）の繊細な表現力や動作の多彩さを重視した場合、コミュニケーションを重視したメタバースになる。

ここで、メタバースが「オブジェクト」か「エージェント」のいずれを重視しているか（横軸）、時間の取り扱いが異世界的空間型か予測・訓練空間型か（縦軸）の2つの視点で整理すると、原義のメタバースはおおよそ7つに類型化される。

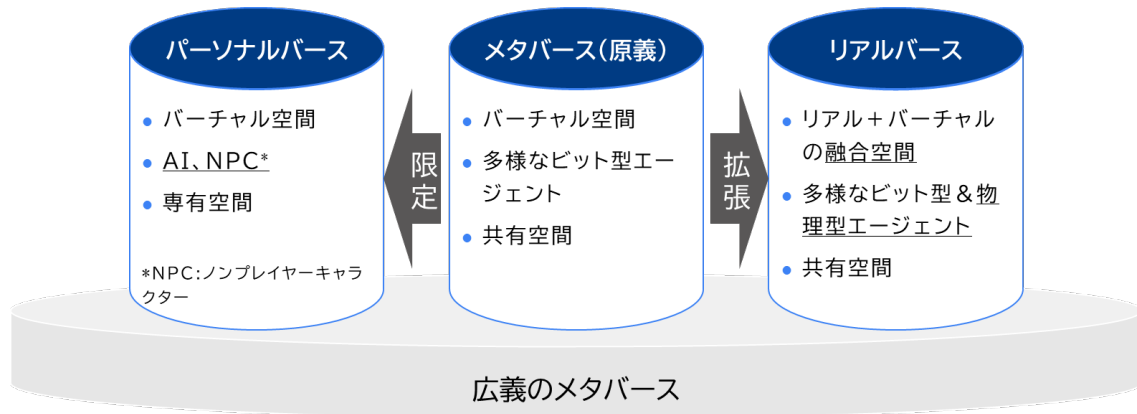
例えば製品設計・レビュー（図表2の①）や人流・動線シミュレーション（同②）は、バーチャルツインやミラーワールドと類似した類型で、産

1 三菱総合研究所コラム「2030年代、メタバースの産業利用が社会課題を解決」2022.11.22 (<https://www.mri.co.jp/knowledge/column/20221122.html>)

2 三菱総合研究所コラム「メタバースの概要と展望 第1回：メタバースの基本要素と7つの応用型」2022.4.15 (<https://www.mri.co.jp/knowledge/column/20220415.html>)

3 <https://www.mri.co.jp/company/info/structure/atc/index.html>

図表1：三菱総研の捉える3つのバース（広義のメタバース）



出典：三菱総合研究所

業利用に最も近いメタバースと言える。ロールプレイスペース（同③）やワークプレイス（同④）は、バーチャル空間を利用したコミュニケーション・コラボレーションを目的とした類型で、比較的短期での実用化が期待される。さらに、展示会・マーケットプレイス（同⑤）、イベント（同⑥）、バーチャルライフ（同⑦）は、ゲーム業界や古くからメタバースに取り組んでいる企業が主戦場としている類型である。

このうち、特にバーチャルライフ型のメタバース（同⑦）は独立した経済圏を構成できる可能性を秘めていること、様々な収益化機会が想定されることから、長期的には大きな期待が寄せられている。ただし、より幅広いユーザーの囲い込みや

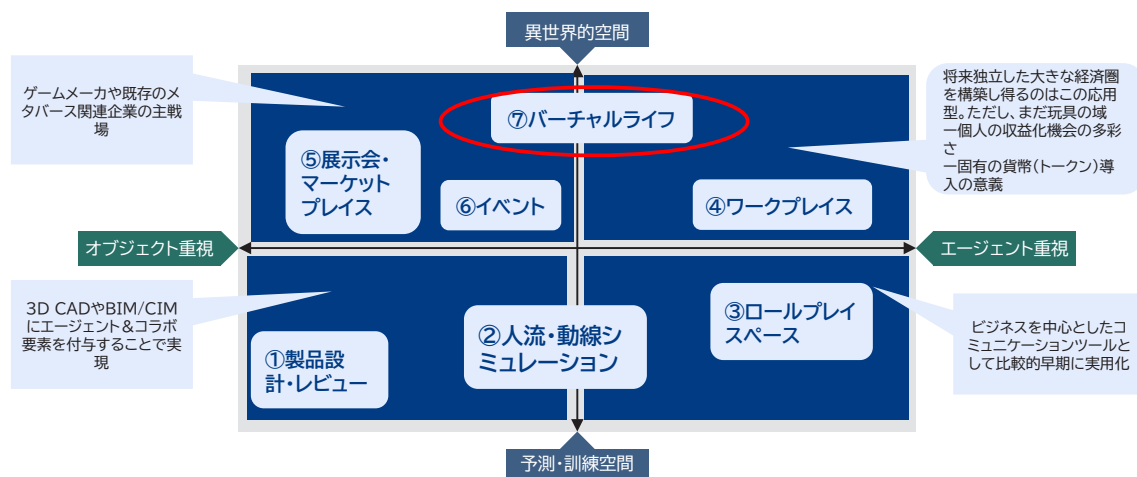
普及までには、情報通信・情報処理インフラ並びに端末の大幅な機能改善が不可欠であろう。

今後の展望について、三菱総合研究所の先進技術センターは、次のように見ている。

原義のメタバースについては、当面はゲーム・アミューズメント領域を中心とした市場が大きな割合を占め続ける。そこに、情報処理・情報通信インフラの進展や、XR端末の普及に伴い、ゲーム・アミューズメントを主目的としたメタバースプラットフォームに様々な機能が追加され、本格的なバーチャルライフ型のメタバースに発展していく。

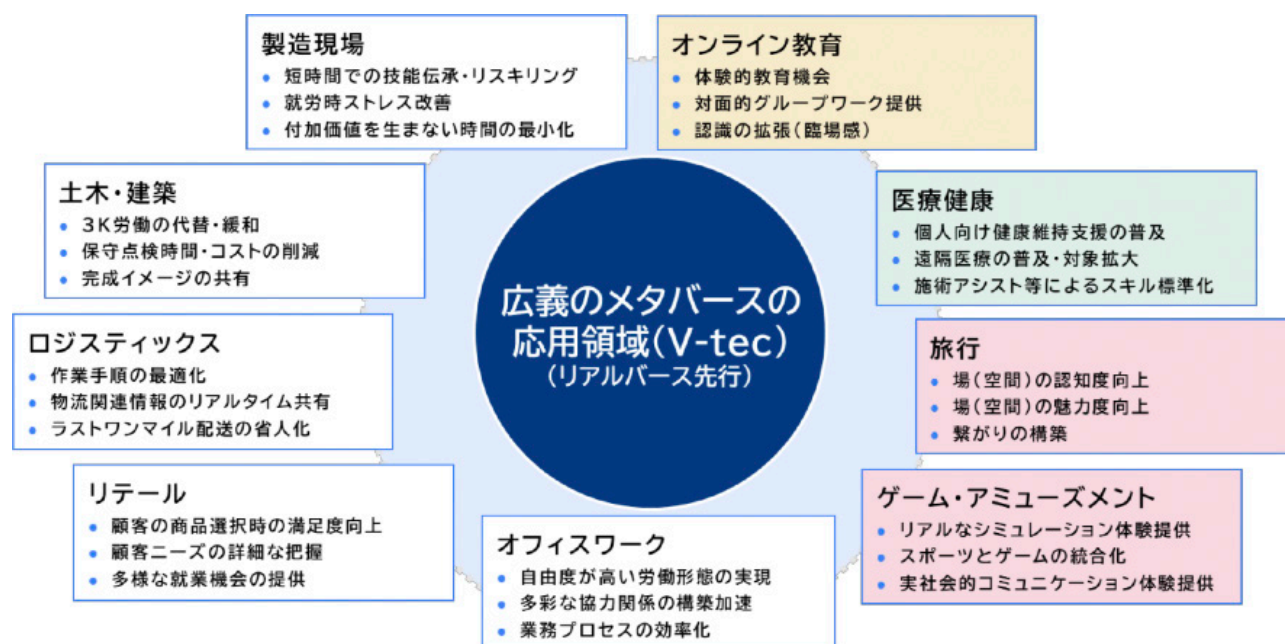
次にパーソナルバースについては、AIを活用する有望なコンテンツ（バーチャルヒューマン等）とともに一定の広がりを見せる。プライベート空

図表2：メタバースの7つの応用型



出典：三菱総合研究所

図表3：広義のメタバース（V-tec）の主要応用領域の俯瞰



出典：三菱総合研究所

間として、健康管理への有効活用などもあり得るだろう。

最後にリアルバースについては、広範の分野に応用されてゆく。既に様々な領域で、リアルな製品・サービスにバーチャルの要素が追加され、リアルの価値を高める試みが行われており、今後もしも着実に進展する。特別なスキルを持たなくても、発話や身振り手振りなどを使った一般的な対話能力さえあれば、バーチャル技術が可能とする様々な利便性を享受できる社会が実現することが期待できる。

これら3バースを合わせた広義のメタバースは、図表3のとおり、幅広い分野での応用が期待されるが、その発展に欠かせないのが、情報処理や情報通信インフラ、XR端末の高度化等である。

前章では、三菱総合研究所が捉えるメタバースについて紹介した。以降では、都市型メタバースという視点で、日本と台湾の状況及びそれらから見る日台連携の方向性について検討する。

2. 日本における都市型メタバース分野の動き

(1) 日本における政策・議論の動き

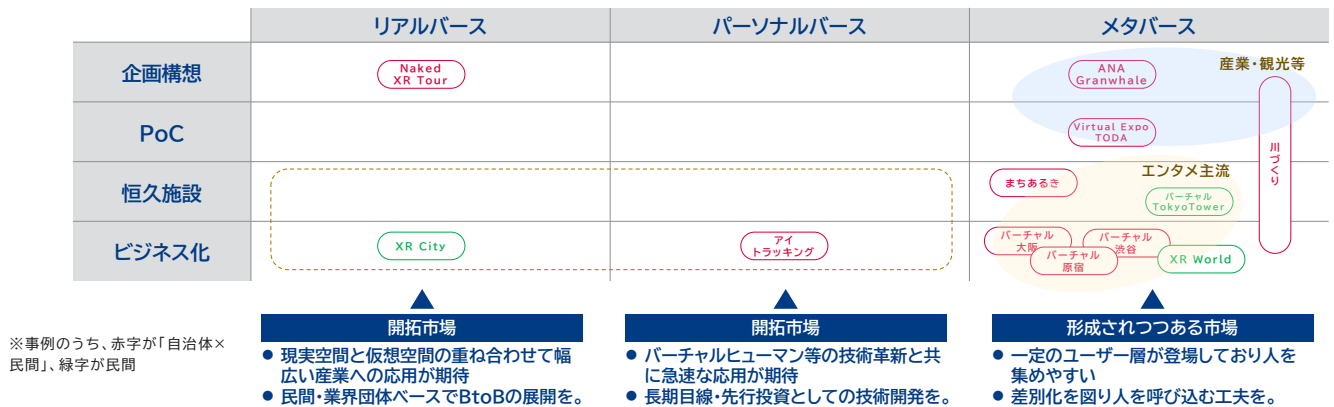
日本では、2018年に内閣府総合科学技術イノ

ベーション会議が推進した研究開発戦略プロジェクト「ムーンショット型研究開発制度」の具体的な目標の一つにメタバースの概念が登場した。その目標は、「人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現する」というもので、メタバースの要素技術となる研究開発推進の始まりとも言える。

2020年には国土交通省において「3D都市モデル」の整備とオープンなデータ利用を目的とした「Project PLATEAU」が発表され、都市連動型メタバースの構築において事例が生まれてきている（後述）。さらに、2021年から2022年にかけて、経済産業省、国土交通省、内閣府などの各府省で、研究や概念設計の検討が進められた。経済産業省ではビジネスモデル創出や産業基盤整備、政府の役割抽出などの総合政策的な検討がなされ、国土交通省や総務省ではインフラ整備や観光政策などの実証試験的な展開がみられる。課題抽出やユースケース想定についても検討が開始されており、今後は省庁横断的な動きにも期待したい。

合わせて、2021年末から2022年4月にかけて、関連する業界団体も立て続けに設立され、産業界、学識者の中でも議論が活発化している。最初の団体の立ち上げから1年がたとうとする中で、相互

図表4：日本における都市空間と連動したメタバースの事例



注：※事例のうち、赤字が「自治体×民間」、緑字が民間による事例

出典：三菱総合研究所「〈産業技術基盤研究及び知識サービスプロジェクト〉研究協力：メタバース「出口」応用から日台協力可能性を探る」報告書（台湾III,MIC委託事業）2022年11月20日

加盟や機能・役割分担といった連携も始まっている。ルールメイキングや政策提言、情報発信といった活動の中で、会員同士のコミュニケーションも重視されており、こうしたコミュニケーションからビジネスの創出を狙う参加者もいる。

また日本では、近年都市空間と連動したメタバースに関連する様々な事例が創出されている。先に触れた国土交通省による「Project PLATEAU」は、現実の都市と連動したメタバースの実装にあたって必要となる現実の都市を表したデータ取得を可能とするものである。このプロジェクトにおいては、日本国内100都市以上の、位置情報・構造・建物種別などの属性情報を持つ＝セマンティックな3D建物データをCityGML⁴形式で整備しており、2027年には日本国内500都市の3D都市モデル整備を目指している。これらのデータは、オープンデータ化され、誰でも活用できるものとなっている。国土交通省はデータの整備支援と同時に、建物データの行政やビジネスにおける活用事例や活用を支援するツールについても創出し、発信を行っている。三菱総合研究所は、ビューアの構築、各自治体におけるユースケース開発・データ整備支援など、本プロジェクトを総合的に支援している。

また、「Project PLATEAU」をきっかけにした自治体業務高度化の実例として、東京都の取り組みがある。東京都はこれら都市モデルのデータを活用しながら、都市をバーチャル上に再現しシミュレーションの舞台として活用することで行政に活かす、デジタルツイン実現プロジェクトを進めているのだ。都市のデジタルツインの実現に向けては、3Dの建物だけでなく地形などを表す点群データの取得、人流や気象データなどセンシングデータの活用試行も行われている。これら現実空間をデータ化し行政活用するデジタルツインの取組は、例えば現実都市の気象予報や災害予測についてメタバース上で体験した上で意思決定を行うなど、今後都市のメタバースとのデータ・システム面での連携が進む可能性がある。都市開発という視点や災害といったキーワードは、日本と台湾の政策や直面する課題の点で大いに親和性があるテーマである。三菱総合研究所では、本業務のコンセプト整理、システム構築、ベータ版事業創出等について全体に渡って支援を行っており、今後の分野間連携の可能性にも注目している。

これ以外にも多くの事例が登場しつつある。バーチャル渋谷やバーチャル大阪のように、現実の都市やそのイメージをバーチャル空間に表現した

4 OGC（Open Geospatial Consortium）で提唱されている、3D都市モデルを扱うための標準的なフォーマット。PLATEAUにおける3D都市モデルデータはOGC CityGML2.0に基づく日本ローカライズ版標準仕様（PLATEAU標準）に従い作成されている。

サービス、XR Cityのように、現実の都市においてARを楽しめるサービス、様々な場所への旅行をメタバース上で実現するサービス、業務説明会やまちづくりをバーチャル空間上で行う事例など、様々である。

ここで特徴的なのは、多くの事例が、自治体・官公庁と民間の連携により実現している点である。

これらの事例を3バースごとにプロットすると(図表4)、原義のメタバースでは様々な取り組みがすでに登場しており、特にエンターテインメント領域においてビジネス化が進んでいると言える。また、最近では、エンターテインメント以外の領域である観光、産業等での活用も企画も登場しており、これらの分野ではすでに一定のユーザー層が存在している可能性が高い。

一方で、パーソナルバース及びリアルバースは、産業分野での事例が出てきているものの、まだ開拓市場といえる。セキュリティやバーチャルヒューマン等の高度技術の開発が不可欠で、長期的な視点での開発が必要である。

(2) 日本における都市型メタバースの展開に向けた課題

メタバースは、空間を超え、身体的な制約からも解放されるなど、人々にとって大きな恩恵をもたらす。それ故に、法整備やガイドライン整備、技術開発、関連人材の育成など多くの克服すべき課題がある。ここでは今後の展開に向けた課題に

ついて、政策・ルールと技術、そしてビジネスモデルの3つの視点から整理する。

① 政策・ルール整備から見た課題

日本においては、政策レベルは今後要整理事項が多いものの、民間レベルで都市運動型メタバースのガイドライン整備が進められている。大規模なものとしては、バーチャルシティコンソーシアムが提供する「バーチャルシティガイドライン ver1.0」が挙げられる。

こうした中、メタバース上での新たな権利保護、逆に柔軟な権利処理を行うことができる仕組み、複数のメタバース間での相互運用性の高度化といった法規面及びクリエイター・IPホルダーに対する理解醸成といった非法規面の双方から、構築すべき点は多く存在する。

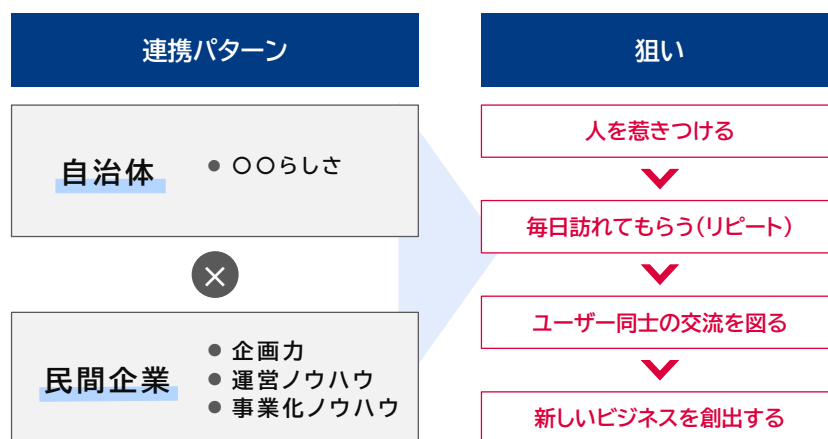
メタバースは、本来、国境などの線引きがなされない空間だからこそ可能性が広がるものであり、今後、日本と台湾の連携を促進するためには、メタバース間の相互運用性をはじめとして、法規面非法規面共に、足並みをそろえてゆくことが期待される。

② 技術面から見た課題

メタバースを構成する技術要素は多岐に渡るが、今後の発展・普及に向けて既存技術の高度化や拡大、あるいはインフラ整備が必要である。

例えば伝送情報の観点では、視覚・聴覚以外の

図表5：日本の官民連携スキームの例



出典：三菱総合研究所「《産業技術基盤研究及び知識サービスプロジェクト》研究協力：メタバース「出口」応用から日台協力可能性を探る」報告書(台湾III,MIC委託事業)2022年11月20日

五感である触覚・嗅覚・味覚の伝送技術の実用化も求められる。また、通信の観点では、信号や高画質画像の送受信遅延によるリアルタイム性の低下、個人情報を含む情報通信におけるセキュリティの確保が不可欠となる。デバイスや基盤技術については、バッテリーや処理系の更なる小型化、メタバース内への経済圏導入に向けたモバイル決済技術・仮想通貨普及等が必須となるだろう。

インフラ整備という点では、通信コンピューティングインフラとして、高画質画像をよりリアルタイムに送受信するための無線通信インフラ整備が必要となる。その際、利用者がよりリアルタイムで快適なXR体験ができる、また、安全・安心な利用促進のための通信環境が求められる。

このように、メタバースの発展に向けた技術課題を挙げると枚挙にいとまがなく、こうした技術開発やインフラ整備において、例えばICT技術の強みを持つ台湾との連携も有用ではないだろうか。

③ ビジネスモデルの構築に向けた課題

上述のとおり、日本では具体的なメタバース事例が登場してきている。しかしながら、これらがビジネスとして確立されたものであるかといえば、まだ試行錯誤の部分も多い。

メタバースの世界は、そもそも、これまでにない、あらゆる人が瞬時に集まることができる巨大マーケットの創出となるところにビジネスの可能性があるわけである。すなわち、ビジネス化に向けては、「多くの人に参加してもらう工夫」とい

う点がある。

日本における最近の「自治体と民間企業」連携の好事例は、自治体はその地域が持つ特徴や地域らしさを訴求できるプレイヤーであり、民間企業は企画力や運営ノウハウで人々に魅力を伝えるコンテンツを提供するプレイヤーという組み合わせで、「人を呼び寄せる」ための体制が構築されていると言える。このように、いかに人を集めるか、という工夫の余地はまだあるはずだ。

3. 台湾における都市型メタバース分野の取組み

台湾においてもメタバースの動きが活発化しており、政府や公的機関が関与するケースも多い。しかしながら、これらの取り組みの多くは、まだ実験的な推進段階にあり、本格実装に向けた整備が進められている。

以下、台湾III、MICからの情報提供も踏まえて、3つの事例を紹介する。

① アジア初のメタバースXR Hub

2022年5月、台湾の財団法人資訊工業策進會とMeta社が連携し、「元宇宙XR Hub Taiwan」を設立した。同プロジェクトは、デジタルコンテンツ、体感技術、分野を跨るスマートIoT等に対して技術支援を行うもので、スタートアップと世界を結びつけるハブとして、人材育成や科学技術イノベーションの起爆剤、また、世界に台湾のコンテンツ開発力等を発信することを目的としてい

図表6：「元宇宙 XR Hub」の様子



出典：財団法人資訊工業策進會 https://www.iii.org.tw/Press/NewsDtl.aspx?fm_sqno=14&nsp_sqno=2407（2022年11月20日閲覧）

る。領域としては、文化芸術、経済商業、社会活動を中心としている。

現在、明確なビジネスモデルはまだ確立されていないが、スタートアップ30社程がすでに入居、また、特に外国資本による台湾メタバースエコシステムへの投資を狙うところが注目される。

設立式においては蔡英文総統や經濟部幹部も駆けつけ、政府による推進支援も伺える。何よりも、Meta社は「台湾はアジアのシリコンアイランドであるだけでなく、重要な技術サプライチェーンパートナーであり、かつ、多くのアクティブで優れたクリエイター、アーティスト、研究者、開発者を有している」と評価しているように、世界のメタバース市場において台湾の重要性や存在感が増す兆しも感じられる。

② HTC及び高雄市メタバース都市建設計画

台湾のスマホ大手メーカーであったHTC（宏達国際電子）もVR業界に参入を果たしている。同社が2022年に約4年ぶりに世に出したスマートフォンはメタバースに特化したモデルであり、同社が描くメタバースプラットフォーム「VIVERSE」の世界に対応する端末だ。

このHTCが台湾南部の高雄市と連携して、「メタバース都市建設計画」を推進することを打ち出している。段階を踏みながら、メタバースにおけ

る行政、芸術文化、観光及びスポーツ等関連サービスを拡張し、地域版メタバースエコシステムの形成を目指すものである。資金は高雄市が提供、HTCは技術提供をする体制であり、自治体と民間の連携という点では日本の各種事例と類似している。

本計画はまだ計画段階であり、まずは市政府の行政ビルの企画から着手し、他のサービス展開を図るとしている。

合わせて、HTCは同じく高雄市政府と協力し、義守大学も巻き込みながら産学官連携によるメタバース関連人材育成にも注力するとしている。これらの人材と高雄の技術リソースと組み合わせてメタバース都市の発展を図るものである。

③ 「XR Metaverse Institute Asia-Pacific : XR元宇宙亞太智库」設立

2022年2月、台湾XRメタバースアジア太平洋シンクタンクは、台湾初のデジタル没入式イベントスペースである「双融域（Ambi Space One）」において設立大会を開催した。

同組織は、メタバースの産業エコシステム及びガバナンス構築を目的として、他の産業のとの連携も含めた産業を跨るエコチェーンの構築も目指している。例えば、仮想世界での犯罪、プライバシーの問題、知的財産とIDの複製、詐欺など、

図表7：メタバース分野における日本・台湾の強みと課題

	台湾 	日本 
強み	● デバイス開発・量産技術 ・ ICTメーカーを中心にプレイヤーが拡大 ● 政府主導の推進・官民連携 ・ 人材育成 ● 国際協力体制 ・ ハイエンドVR用デバイスなどの大量生産 ・ ベンチャー企業の支援	● VR上で提供するコンテンツ ・ XR体験 ・ 通信事業者と連動した取組 ・ ミドルエンド・小型PCVRデバイスの開発 ● デバイス開発(先端技術)
課題	● VR上で提供するコンテンツ ・ XR体験 ● クリエイター不足 ● ビジネスモデルの確立	● 国際協力体制 ・ 法規面の整理 ● クリエイター不足 ● ビジネスモデルの確立 ● デバイス開発(量産化)

出典：三菱総合研究所「《産業技術基盤研究及び知識サービスプロジェクト》研究協力：メタバース「出口」応用から日台協力可能性を探る」報告書（台湾III,MIC委託事業）2022年11月20日

市民、企業、政府が直面する問題として、様々な課題をクリアにする必要があるとの問題意識を訴えており、それらについて政策や制度、法規制についての提言を行うとしている。

また、主にXR産業分野における台湾のスタートアップへの育成支援の役割も果たす計画で、200社以上のXR分野進出を支援することを目指す。

上述のとおり、日本においても関連制度やガイドラインは整備途上の部分もあり、日本と台湾の共通課題である。

以上、上記3つの台湾での事例からも、日本の動きと類似している部分も多く、開発途上であるメタバース分野の双方の発展に向けた連携のヒントが見いだせるはずだ。

4. メタバース分野における日本と台湾の連携の可能性

(1) 日本と台湾の現状から見る補完関係構築の姿

上述のとおり、日本と台湾の双方ともに、官民あがてのメタバース分野の開拓が進められている。新しい領域だからこそ、双方の実態を捉えて連携することで相乗効果を図ることが可能である。

三菱総合研究所は、冒頭記した台湾MIC、MICとの共同研究調査において、事例やインタビューを通じて台湾と日本が持つ強みと、これから強化すべき点を抽出、整理した。例えば、台湾はデバイス開発に強みを持つ一方で、コンテンツ分野では課題を抱えている。逆に日本はコンテンツに強

みを持つ。これらの点は補完関係になりうる。また、ビジネスモデルの構築やクリエイター不足など、双方で共通した課題に対しても、日台が協働して実証を行うことで開拓を加速することもできるのではないかな。

(2) 日台連携の方向性

ここでは、日台連携の方向性として下記の3点を提示したい。

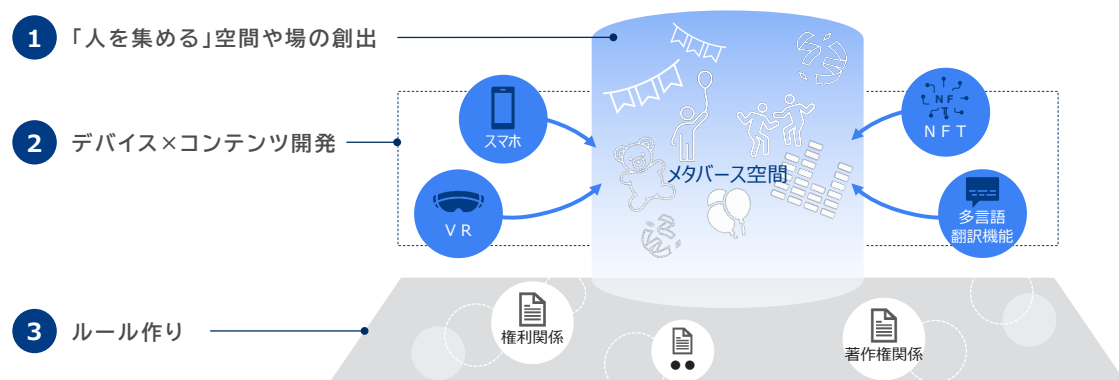
まずはビジネスとして成立させるための「人を集める空間・場」として様々な工夫を凝らしたユースケースを創出することである。

そして、こうしたユースケースの実装に向けて、有効なデバイスやコンテンツの開発と、さらに、メタバース分野におけるルール作りも引き続き整備することが必要である。これらのデバイスやルールは、ユースケースの性質等によっても異なる場合もあり、汎用的なケースと、ユースケースに準じたケースの双方の視点で検討することが必要であろう。

① 「人を集める空間・場の創出」における日台連携の例

繰り返しになるが、人を集める空間や場を創出するのは、そこからビジネスモデルを編み出すという目的である。そのため、単に人を集めるだけではなく、それによって現在の課題を解決したり、新しい領域での挑戦も試みたりできるという視点

図表8：メタバース分野における日台連携の3つの視点



出典：三菱総合研究所「《産業技術基盤研究及び知識サービスプロジェクト》研究協力：メタバース「出口」応用から日台協力可能性を探る」報告書（台湾MICIII,委託事業）2022年11月20日

図表9：「人を集める空間・場の創出」における日台連携の例



出典：三菱総合研究所「《産業技術基盤研究及び知識サービスプロジェクト》研究協力：メタバース「出口」応用から日台協力可能性を探る」報告書（台湾III,MIC委託事業）2022年11月20日

が重要だ。

例として、すでに主流となっているエンターテインメント領域において、日本と台湾の双方の課題の一つであるクリエイター人材を集める、という点に注目すると、台湾のハイエンドなデバイスと日本の高いコンテンツ力を持つクリエイターを審査員として、クリエイターの卵たちのコンテストを行うというイベントが考えられる。

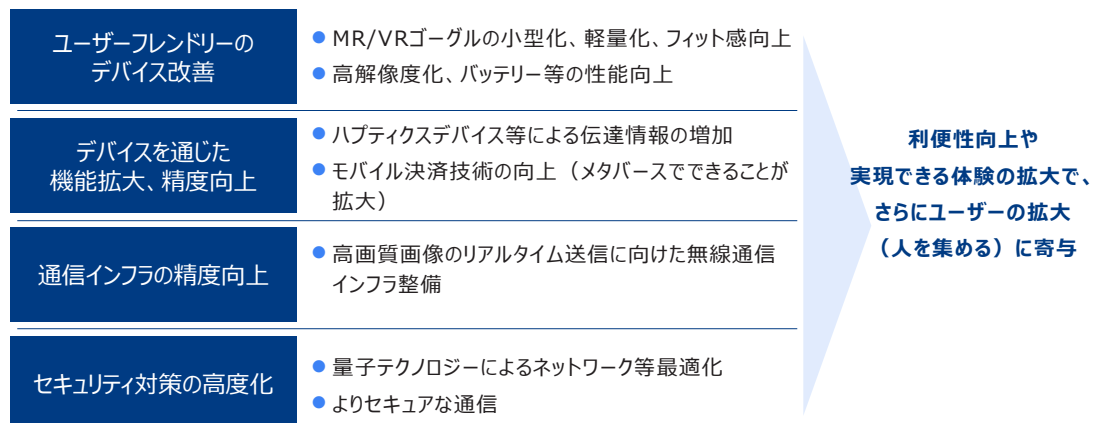
また、台湾と日本では、観光先として双方の人氣が高い中で、昨今のコロナ禍でお互いの往来を我慢している人も多いと推察される。こうした点から、互いの観光地や都市空間をメタバースの世界で連動させ、相互送客につなげるというアイデアも挙げられる。これはコロナとの共存の世界に

なれば、リアル観光への誘発も期待できる。

さらに産業の領域でも連携の可能性は大いにある。日本企業は、主にアジアにおいて多くの工業団地を構えており、生産拠点でのDXが進む中、さらにバーチャル空間を取り込むことで、作業や工程の効率化や安全・品質向上も期待できる。こうした高度な機能を持つ工業団地への入居は日本のみならず台湾メーカーにとっても有用であり、生産拠点のメタバース導入による日台産業連携の加速も期待できる。

これらは一握りのアイデアにすぎず、いかに人を呼び寄せるか、現在の課題や双方の強みと課題を踏まえると、無限大にアイデアは出てくるはずだ。

図表10：有効なデバイス開発における日台連携の例（ユースケースの実装に向けた環境整備）



出典：三菱総合研究所「《産業技術基盤研究及び知識サービスプロジェクト》研究協力：メタバース「出口」応用から日台協力可能性を探る」報告書（台湾MIC委託事業）2022年11月20日

図表11：ルール作りにおける日台連携の例（ユースケースの実装に向けた環境整備）

視点 1 権利関係に係るルールの整備	視点 2 相互運用を促進する環境整備
ユーザー、クリエイター、コンテンツ提供者など、いずれのステークホルダーにとっても安心なアクセスを促すために必要なルール作り ｜ 具体（例） ｜ ● メタバース上での新たな権利保護（メタバース内での意匠権・商標権の保護、バーチャル・プロパティの内容や範囲の類型化）のテンプレート ● メタバースプラットフォーム間の移動に係る個人情報の提供に必要なユーザー同意取得やユーザーの情報の取得経緯に係る情報の共通フォーマット	場の活性化を図ることを視野に、相互運用の円滑化するためのルール作り ｜ 具体（例） ｜ ● クリエイター・IPホルダーに対する理解醸成 ● 複数のメタバース間での相互運用性を確保するための仕組み ● 利用規約およびプライバシーポリシーなど、いずれの場においても必要となる事項のテンプレート

出典：三菱総合研究所「『産業技術基盤研究及び知識サービスプロジェクト』研究協力：メタバース「出口」応用から日台協力可能性を探る」報告書（台湾MIC委託事業）2022年11月20日

② 有効なデバイス開発における日台連携の例（ユースケースの実装に向けた環境整備）

原義のメタバースではビジネス化されている事例も出てきており、ヘッドセットの普及も始まっている。しかしながら、一度でもヘッドセットを利用した人は、利便性での課題を感じたのではないだろうか。装着面だけではなく、機能拡大や拡張によって多様なニーズに応える必要性も残されている。

また、安心して利用したり参加したりできるようにデバイス面でのセキュリティ対策も不可欠である。特に、ユーザー目線で開発を進めていくことが必要であり、場合によっては、ヘッドセット等の高度開発だけではなく、スマホ等の既存デバイスをメタバース仕様にするといった視点も必要だ。こうした点においては、台湾の持つ技術力、応用力を生かしながら、日本で進むユースケースへの登用を通じた共同開発も考えられる。

③ ルール作りにおける日台連携の例（ユースケースの実装に向けた環境整備）

最後に、ルール作りにおいても連携の余地がある。

まず、空間上での権利関係等は、これまでと異なる視点が必要になると同時に、まだ判例が十分でない現在、早急な整備が求められる。こうしたルールの整備が、ユーザーやコンテンツ提供者、運用サイドへの安心感となって、利用が促進されるからだ。また、取り決めたルール等のテンプレ

ート作成や理解の醸成を図っていくことも、整備したルールの理解促進や浸透には必要だろう。

これは、相互運用を促進させるための取り決めとして、日台双方で研究や議論を行うことが望ましい。また、こうした枠組みは両者間のみならず、今後、国際展開も必須となるだろう。その礎をいち早くデファクト化する戦略性もある。

5. 日台連携でメタバースビジネスの実装を

日本及び台湾のみならず、世界中で注目されているメタバースは、これからさらに広がり続ける世界である。

それによって多くの人々が新しい体験をし、様々な恩恵を受けることも可能になる。そのためには、ルール整備やさらなる技術開発によって、安心・安全の確保、利便性の向上、多様化が必要である。

まずは、人を呼ぶ、人が集まる場・空間を創出する、そして、それらの多様なユースケースからビジネスを生み出して行く、そのための政策や技術開発、ルール作りなど手を付けるべき部分は多く、そこに連携の余地がある。

メタバースは「バーチャル」がゆえに相互運用がしやすい世界であり、今後、台湾と日本がそれぞれの強みや課題をうまく補完しあうことで、新しいビジネスモデルを生み出すことが可能であろう。

まだまだ可能性が広がる世界で台湾と日本の連携が進むことを期待したい。

中国における「法」と「武力（軍事力）」の強化について

—「国際の平和及び安全」の維持のために何ができるのか？—

長崎大学大学院多文化社会学研究科・多文化社会学部准教授 河村 有教

1. 「法」を強化することによる「台湾独立主義勢力」の取締り

2022年9月21日、中国共産党中央委員会は、メディアに対して「中国の十年」をテーマに行った会見で、中国と台湾との関係、兩岸関係について以下のように述べた¹。すなわち、『台湾海峡兩岸一家』の理念を実践し、台湾海峡兩岸の同胞の幸福を念頭に、兩岸関係の平和的かつ一体的な発展を推進し、兩岸の交流と協力を促進し、台湾同胞の幸福を守るための制度整備と政策措置を改善した²とする。具体的に、生活面においては、カード式の台湾同胞カードの実施、福建省の金門への水の供給、「台湾同胞証」の発行、台湾同胞が中国本土で学習、起業、就職、生活する上で平等な待遇を受けられるように保障すること等をあげている。経済面においても、台湾の中国本土への投資は10年間で大きく成長し、兩岸貿易は、2011年に103億米ドルであったものが、2021年には3283億4000万米ドルとなり、台湾での中国本土の投資については、2011年時点では合計85,772件のプロジェクトに投資していたものが、2021年末には124,142件に達し、10年間で44.7%の増加となったとする。中国本土は、台湾にとっての最大の輸出市場であることから、最大の貿易黒字の源泉であり、台湾企業が台湾の外に投資する際の第一の目的地となっているとする。

他方で、この10年、台湾独立に反対し、統一を推進する機運が高まってきたとする。このため、

国家主権と領土保全を堅く守り、台湾独立の分離と外部勢力（外国）の干渉に断固して反対して、これらの「台湾独立分離主義勢力」の干渉と妨害を排除するために、台湾独立の不逞の輩を法に則って取締り、「台湾独立主義勢力」を強く抑止してきたことをあげる。中国本土は、台湾海峡の平和と安定、中華民族の根本的利益を強力に守り、将来も台湾の対外関係問題を適切に処理し、国際社会の一帯一路の原則の堅持を強化・発展させていくことが重要であるとしている。

そのうえで、中国の主権と領土の一体性を損ない台湾の統一を阻止しようとするすべての力と今後も断固闘うとともに、台湾統一という歴史的大業を成し遂げなければならないとして、「台湾独立主義勢力」の不逞の輩を法に則って取り締まるとする。

2. 中国共産党第20回代表大会における習近平国家主席の武力行使も辞さない台湾統一の方針

5年に一度の中国共産党第20回全国代表大会が2022年10月16日に北京で開幕した。台湾からも国民党の連戦、洪秀柱、新党の呉承兌等が祝電を送ったという²。国民党中央委員会は、中国共産党と国民党が引き続き意思疎通を図り、誠実に協力し、相互信頼を深め、台湾海峡の平和と安定を維持するために協力するよう希望すると表明している。

中国共産党第20回代表大会においては、「中国

1 中国台湾網 www.taiwan.cn/xwzx/la/202209/t20220921_12471842.htm (2022年10月16日アクセス)。

2 中国新華網 www.news.cn/politics/cpc20/2022-10/16/c_1129067328.htm (2022年10月16日アクセス)。

の特色ある社会主義の偉大な旗を高く掲げ、習近平国家主席の中国の特色ある社会主義思想を新時代に向けて全面的に実行し、偉大な党精神を受け継ぎ、現代社会主義国家の建設と中華民族の偉大な再生のための闘いに団結する！」というスローガンが掲げられた³。第19期中央委員会を代表して総会で習近平国家主席が行った報告の中でも重要な点として、第一に、包括的な法治を堅持し法治中国の建設を推進すること、第二に、百年の軍隊を建設するという目標を達成し国防と軍隊の近代化のための新しい情勢をつくりだし、「一国二制度」を堅持・完成し祖国の統一を推進することがあげられる。「中国の特色ある社会主義政治発展の道をゆるぎなく進め、党の指導、人民の主管、法の支配の有機的統一を堅持することが必要であり」、「愛国的統一戦線を強化・発展させるべき」とする。

具体的に、法治中国の建設については、「法の支配の軌道の上に現代社会主義国家を全面的に建設する」として、中国憲法の核心である中国の特色ある社会主義法制度を整備し、法にもとづく行政を堅持し、司法を厳格かつ公正に運用し、法治社会の構築を加速するとする。国家安全保障の全体構想をゆるぎなく実行し、党と国家の業務のすべての面において、国家安全を維持し、そのため、国家安全保障体制の整備、国家安全保障維持能力の向上、公安ガバナンスの向上、社会ガバナンス体制の整備の必要性を唱えた。

また、百年の軍隊の建設については、人民軍を世界一流の軍隊につくりあげることを加速することは現代社会主義国家を全面的に建設するうえでの戦略的要件であるとし、軍事訓練と準備を総合的に推進し、軍事ガバナンスを総合的に強化し、統合国家戦略システムと能力を向上させることが必要であるとした。

祖国の統一については、香港とマカオを法に従って統治し、中央政府の全権を実施し、「愛国者が香港を統治する」、「愛国者がマカオを統治する」という原則を実行し、香港とマカオが国全体の発展にうまく溶け込み、中華民族の偉大な若返りを

達成するためにより良い役割を果たすよう支持することを主張した。あわせて、台湾について、「我々は、最大限の誠意と努力をもって平和的統一の実現に寄与することを主張するが、決して武力行使を放棄せず、必要なあらゆる措置をとるという選択肢を残す。祖国の完全な統一は必ず達成されなければならないし、必ず達成できるのだ！」と主張した。

習近平国家主席は、中国共産党第20回代表大会において、台湾統一については、「決して武力行使を放棄せずあらゆる必要な措置をとる選択肢を残す」としており、「法」と「武力（軍事力）」という二つの「武器」を使って、台湾統一の達成を進めて方針を改めて国内外に示したのである。

3. 中国における「人身の自由」についての権利侵害

中国共産党の指導によって、中国本土の人々の生活は豊かになったことは否定できない。「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」で保障される「相当な生活水準についての権利（第11条）」、「健康を享受する権利（第12条）」、「教育についての権利（第13条）」、「科学および文化についての権利（第15条）」の一層の人権保障の漸進が図られた。しかしながら、「中国共産党や中国政府の方針や措置、対応を批判する」ためのデモを行う自由等を法によって規制、処罰することで、「自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受する」とする1948年12月10日国連第3回総会で採決された世界人権宣言にもとづき、1966年12月16日国連第21回総会で全会一致（賛成104）で採決された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」で保障される人権の保障は後退化している。中国憲法5条で謳われている「社会主義法制と社会主義法治国家」の建設、すなわち中国型の「個人の権利を『法』で縛り政府の権力を『法』で保障する」法の支配によって、「自由の根源」である身体を拘束されない自由、すなわち人身の自由が大きく侵害されている現実がある。

3 中国台湾網 www.taiwan.cn/xwzx/PoliticsNews/202210/t20221016_12478648.htm（2022年10月16日アクセス）。

人間が、身体的自由を拘束されることほど辛いことはない。奴隷と非奴隷とを区別する基本的標識が人身の自由にあるとすれば、他の人権の保障は人身の自由の保障を前提にはじめて可能となるのであり、人身の自由は人間にとっての最小限度の自由であり、「自由の根源」として、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」においても重要な個人の権利としての位置づけられている。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」9条1項は、「すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」として、同条2項で「逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる。」とする。そして、(刑事上の罪に問われて)逮捕され又は抑留された者は、裁判権又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する(「市民的及び政治的権利に関する国際規約」9条3項前段)。また、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」14条3項は、すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有するとして、(a)その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること、(b)防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡することが保障されている。

重要な点は、第一に、逮捕や抑留等、身柄が拘束される場合には、「どのような被疑事実」で、また「どのような理由」で身柄を拘束するのか、身柄を拘束する側が拘束される側にきちんと伝えること、第二に、身柄拘束された後、身柄が拘束された者は裁判権(司法権)を行使する裁判官の面前に「速やか」に連れて行かれることが保障され、その際には、釈放される権利の保障も拘束された者にとっては重要になることから、法律をよく知り、法律上のアドバイスを受けるために弁護人(法律家)と連絡をとり支援を受けることが保障され、不当な理由または不当な被疑事実による恣意的・裁量的な身柄拘束がなされないよう、そ

の理解する言語で「速やか」にかつ「詳細」に身柄を拘束している「罪の性質及び理由」を告げることが、人身の自由についての権利と逮捕抑留の要件として、国際法で保障されていることである。

しかしながら、中国においては人身の自由についての権利の保障をめぐる多くの問題が指摘されている。2019年の9月に北海道大学法学部でアジア政治史(中国近現代史)を専門にしている研究者の岩谷將教授が中国において身柄を拘束された。当時の日本での新聞記事の内容を整理すると、以下のように事実経緯が紹介されている。9月3日に、岩谷教授は中国政府系の中国社会科学院に招かれて中国に渡った。9月11日に中国社会科学院研究所で「日中戦争初期の日本の和平協力」と題する講演を行う予定で、2週間の中国滞在予定であった。9月8日、岩谷教授は、何らの理由も告げられることなく、滞在先のホテルで、中国の国家安全当局に身柄を拘束された(中国側の説明で「理由なく拘束はしない」と主張しつつも、身柄を拘束した被疑事実について9月21日の段階で日本へのメディアを通して明らかにされていない)。10月15日、岩谷教授は、被疑事実を認めたため釈放され、日本に帰国した。岩谷教授が釈放された際に、「中国の国家機密に関わる資料を集めていた」として、2014年に制定、施行された「中華人民共和国反スパイ法違反」で拘束されていたことが発表された。しかしながら、具体的に、岩谷教授のどのような行為が「中華人民共和国反スパイ法」の何条に違反する行為であったのか、何ら言及はされていない。身柄を拘束される際に、「不当な理由」もしくは「不当な被疑事実」によらず、すなわち恣意的・裁量的な身柄拘束がなされないように、拘束される側に「あなたの……の行為」が被疑事実で「何法の何条に該当する何の罪なのか」という説明と、拘束される側からの「不当」である申し立てを裁判所(司法)が判断することが速やかに行われると同時に、法律をよく知り、法律上のアドバイスを受けるために弁護人(法律家)と連絡をとり支援を受けることが、人身の自由についての権利の保障において重要になる。「不当」な理由や「不当」な被疑事実、すなわち中国の行政機関による恣意

的・裁量的な身柄拘束を規制し、個人の「人身の自由」の権利を「法定」の適正手続において保障しているのか、大きく疑問である。

「中華人民共和国反スパイ法」上の罪で懲役6年が言い渡されて刑期を終えて日本に帰国した日中青年交流協会元理事長の鈴木英司氏は、「判決理由は一切いわれのないものだった。」と新聞社の電話取材に回答している⁴。

4. 中国の法は悪法か？—法に内在する政策的意図

人身の自由の権利を侵害しているという問題の提起にとどまらず、そもそも中国の「法」は悪法ではないかという問題も提起される。中国本土では、個人の権利を「法」で縛り政府の権力を「法」で保障しながら、「中国型の法の支配（社会主義法治）」を進めてきた。香港を統治するにおいても本土で推進してきた「中国型の法の支配（社会主義法治）」を推進している⁵。

2019年、香港での犯罪の被疑者・被告人を中国本土に引渡を可能にして中国本土の刑事手続によって刑罰を科すようにする「犯罪人引渡及び刑事司法共助に関する条例改正案」（法案）が香港の人々によるデモによって廃案⁶となった。その後、中国は、2020年に、香港に香港特別行政区国家安全維持法（以下では、国家安全維持法という。）を制定して強硬的な法治を進めた。国家安全維持法の制定、施行である。国家安全維持法の制定、施行によって、香港では、「いかなる人も国家の分裂、国家統一を破壊する行為を組織したり、計画したり、実行したりあるいは参加したりすれば、武力を使用したか否かを問わず、武力による威嚇をしたか否かを問わず、犯罪とする。」として、国家安全維持法20条の「国家分裂罪」にあたり、「首謀者あるいは犯罪が重大であるときは、無期懲役または10年以上の有期懲役に処し、積極的に参加した者については3年以上10年以下の有期懲役、その他参加した者に対しては

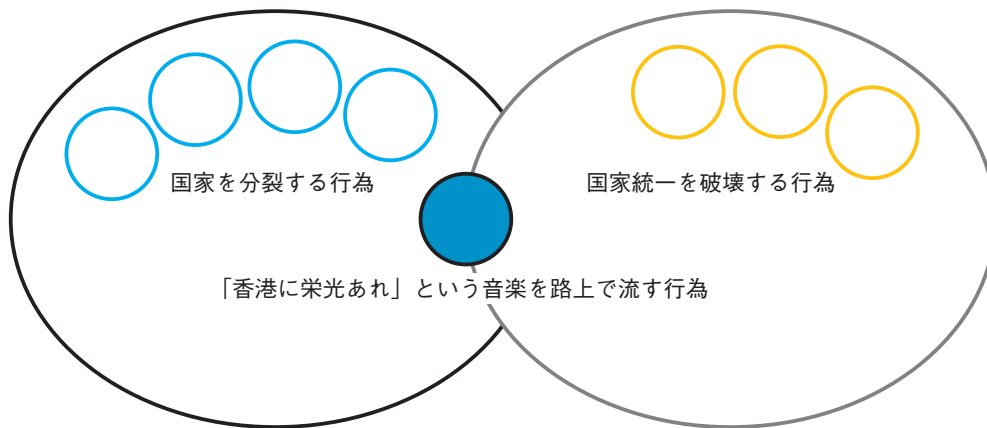
3年以下の有期懲役、拘留もしくは管制に処する。」として刑罰が科されることになった。国家安全維持法の「国家分裂罪」は、もともと中国刑法（中国刑法）で規定されている「国家分裂罪」と同じ内容のものである。中国刑法103条1項の「国家分裂罪」も、「国家を分裂もしくは国家の統一を破壊することを組織し、計画もしくは実施した首謀者又は罪の重い者は、無期懲役又は10年以上の懲役に処する。積極的に参加した者は、3年以上10年以下の懲役に処する。その他の参加者は、3年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利のはく奪に処する。」と規定している。いずれも、武力を使用したか否かを問わず、「国家の分裂、国家統一を破壊する行為」を犯罪（国家的法益を侵害する罪）として処罰するものであるが、「国家を分裂する行為」、「国家統一を破壊する行為」が具体的にどのような行為であるのかを規定していない。具体的にどのような行為が犯罪であるかを明示しないで、あえて抽象的な文言の規定をおくことにより、何かしらの行為を「国家を分裂する行為」もしくは「国家統一を破壊する行為」（重なる行為もあることもあり得ると解されるが）にあたるとして、容易に法を運用する（取り締まる）側に拘束を許してしまう（現行犯逮捕できる状況をつくりだしてしまう）建てつけになっている。当然のことながら、司法（裁判所）においての法の適用も、裁判官が悪しき意味で柔軟に有罪を判決できるような構造である。

人身の自由の権利の侵害以上に、「法」に内在する問題は、個人の権利の侵害を容易にする悪法とも解されるものであり、悪法がつくられないようにするための原則である罪刑法定主義の原則を決して受け入れない中国独自の法の制定に起因するものである。罪刑法定主義は、何が犯罪で何が犯罪でないかをあらかじめ国民に提示しておくことで国民の自由を保障する、すなわち国家による不意打ち的な処罰を避ける機能を有するものである。

4 読売新聞オンライン <https://www.yomiuri.co.jp/world/20221012-OYT1T50363/>（2022年10月16日アクセス）。

5 河村有教「香港における法と社会の変容—香港の「個人尊重」と中国の「国家安全」との葛藤の中で」21世紀東アジア社会学 11号（2021年）119-133頁。

6 国家安全維持法の制定によって、結果として、「国家安全を害する罪」の被疑者・被告人を中国本土に引渡し、中国本土の刑事訴訟法に則って刑罰を科すことを可能にした。



国家分裂罪にあたる行為とは？

2014年11月1日に公布され、施行された「中華人民共和国反スパイ法」（中華人民共和国国家主席令第16号）27条も、「外国の機関、団体もしくは個人が、犯罪を構成する諜報（スパイ）行為を行い、若しくは他人にこれを行わせ、又は中国国内の機関、団体もしくは個人が外国の機関、団体もしくは個人と共謀して諜報（スパイ）行為を行った場合には、刑事責任を追及しなければならない。」とする。犯罪行為とするスパイ行為とは具体的にどのような行為であるかが法に規定されるべく重要な点であるが、「中華人民共和国反スパイ法」38条では、スパイ行為とは「中華人民共和国の国家安全保障に反する活動」としか書かれていない⁷。

5. 「個人の権利を『法』で制約し政府の権力を『法』で保障する」中国型の法の支配（社会主義法治）

ジョージ・ワシントン・大学ロース・クールのジョン・マーシャル・ハーラン研究所の教授でプライバシー法を専門にするダニエル・J・ソロブ（Daniel Justin Solove）教授は、Nothing to Hide : The False Tradeoff Between Privacy and Security (Yale university press, 2011)

で、「国家安全保障」という言葉の用いられ様に警鐘を鳴らし、「『国家安全保障』は、単に監視のみならず、政府記録の秘匿及び市民的自由の侵害のためにも頻繁に濫用されてきている。⁸」として、「国家安全保障は不明瞭な概念で、あまりにも頻繁に規制、監督及び説明責任を減らすことを正当化するために使われている。」ことから「最低でも、国家安全保障の主張は、大いなる懐疑心をもって検証されるべきである。⁹」とする。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」19条1項は、「すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利」を保障している。しかしながら、3項(b)において、「国家の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」の目的のために必要であれば一定の制限を法律によって課すことができるとする。同様に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」21条も、「平和的な集会の権利」を保障しているが、「国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため必要なものは法律によって制限を課すことができる」とする。

香港における国家安全維持法の公布、施行による香港の人々の身柄の拘束については、「われわ

7 その後に公布、施行された（2015年7月1日公布・施行）中華人民共和国国家安全法2条に「国家安全とは、国家政権、主権、領土の統一、人民福利、経済社会の持続的発展と国家その他重大利益が危険に侵されない、内外から威嚇されない状態である。」とするが、やはり漠然とした内容である。中華人民共和国国家安全法4条は、「中国共産党による国家安全活動の指導が堅持され、集中統一され、権威的な国家安全指導体制を構築する。」としており、13条において「いかなる組織及び個人の本法及び関連する法律に違反し、国家安全を護る義務を履行しない、または国家安全に危害を加える活動した場合には、法に依り法律上の責任が問われる。」とする。

8 大島義則ほか訳『プライバシーなんていない!?』（勁草書房、2021年）73頁。

9 前掲注8）77頁。

れは国際法上の『表現の自由』も『集会の自由』も個人の権利として保障している。しかしながら、『国家の安全』の目的のために法律によって制限を課しているにすぎない。」と、中国政府としては、国際法に則って法律による制限を課しているだけだとのレスポンスが予想される。しかしながら、個人の「表現の自由」や「集会の自由」を保障する上では、何が犯罪で何が犯罪でないかをあらかじめ個人に提示しておくことが重要になるにもかかわらず、具体的にどのような行為が犯罪であるかを明示しないで、あえて抽象的な文言の規定をおき、国家による不意打ち的な処罰を正当化することは、結局のところ、個人に「表現の自由」や「集会の自由」を保障していないのと同じであるとも解される。どのような行為が犯罪になるのか不明であれば、不意打ち的な処罰を避けるために行動の自由は萎縮^{いしゆく}する。

中国は、法治中国の建設については、「法の支配の軌道の上に現代社会主義国家を全面的に建設する」として、くわえて、国家安全保障の全体構想をゆるぎなく実行し、党と国家の業務のすべての面において、国家安全を維持し、そのため、国家安全保障体制の整備、国家安全保障維持能力の向上、公安ガバナンスの向上、社会ガバナンス体制の整備が必要であるとする。中国においての法治の推進とは、党と国家の業務のすべての面において、いかなる行為をも含まれ得る「国家安全」を保障する、すなわち「政府の権力を護る」のための道具と化している。習近平国家主席は、香港を法に従って統治し、中央政府の全権を実施し、「愛国者が香港を統治する」という原則を実行し、香港が中国全体の発展にうまく溶け込み、中国にとって良い役割を果たすようにと強調している。

6. おわりに―「法」と「武力（軍事力）」を強化する先には、何があるのか？

国家安全、すなわち、国家政権（中国憲法1条が掲げる社会主義制度にもとづく社会主義国家）、主権、領土の統一、人民福利、経済社会の持続的発展と国家その他の重大利益が危険に侵されない、内外から威嚇されない状態を護るために、中

国は、「法」と「武力（軍事力）」を強化することによって、中国共産党が指導していくという方向性を中国共産党第20回代表大会で明らかにした。領土の統一、すなわち台湾統一についても、同様に「法」と「武力（軍事力）」の強化によって漸進させていくものと思われる。中国の「武力（軍事力）」の実態についてもわれわれは認識を深める必要があるが、中国の国際法の使い方、また中国がどのように法を用いて「中国型の法の支配（社会主義法治）」を強化していくのかについてもわれわれは十分に理解を深める必要がある。

「中国型の法の支配（社会主義法治）」は、「国家安全」を看板にして、法で権力を保障し、個人の権利を法で制約することによる様々な問題がある。国際社会が「中国型の法の支配（社会主義法治）」を寛容に認めれば、「武力（軍事力）」の拡大を見て見ぬふりをすると同じく、国際社会における人権の保障、例えばここであげた「表現の自由」や「集会の自由」等権利が後退していくことにもつながる。さらには、「法」と「武力（軍事力）」の強化を通して、「国際の平和及び安全」を害して、力によって台湾統一という国際秩序を変えようとする「覇者」の道を許してしまうことにもつながる。

中国国内の「国家安全」以上に、われわれは、国連憲章1条にある「国際の平和及び安全」を強調していかなければならない。万一、中国が台湾に対して武力行使をする事態になれば、国連憲章1条の「国際の平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて実現すること」に違反することになる。

「表現の自由」、「集会の自由」が実質上規制されている中国国内において「国際の平和及び安全」の維持のための「浄化」作用が期待できない中で、国際社会における平和的共生のために、「国際の平和及び安全」の維持において中国の「武力（軍事力）」と「中国型法の支配（社会主義法治）」の強化についてわれわれがどのようなことを懸念しているのかを突き詰めて発信し続けていくことが重要ではないだろうか。

台湾高校生日本留学事業 第6期 留学中間報告

当協会の台湾高校生日本留学事業では、台湾の高校生が日本の高校に約11ヶ月間留学し、日本の高校生と同じ環境で生活を送りながら、日本の社会・文化・歴史等を学ぶ機会を提供しています。留学した台湾人高校生が将来知日派人材となり、日台間の架け橋として日台関係の更なる発展に寄与すること、及び受入校の日本人高校生等の台湾に対する理解を増進することを目的としています。

今年度派遣の第6期生は、2022年8月より留学を開始し、半年が経ちました。今回は、留學生活で感じた日台文化の違いについて留学生4名の報告を紹介いたします。

学校生活で感じた日本と台湾の違い

順天高校 許芯綾

光陰矢のごとし、日本での留学の時間はもう半分が経ちました。この間に、学校生活でいろいろな文化の違いを感じました。「カルチャーショック」があり、慣れない時もあったけれど、それぞれを日本文化の一部として学び、自分が「留学生」ではなくて「日本人」であると想像して色々な事に挑戦しています。

私の学校には、毎日「朝礼」と「終礼」というものがあり、これは台湾の学校にはありません。登校後と下校前に、先生にお礼をし、その後先生は次の日の注意事項と提出物のアナウンスをします。昼食の時間になると、みんな給食ではなく、お母さんの手作り弁当を食べます。「なぜ日本の高校には給食がないのですか？」と友達に尋ねたら、「高校生は昼食に自分の好きな物を食べたいからだと思う」という答えが返ってきました。私は日本にお母さんが居ないため、毎日学校の食堂で食べています。台湾の高校は、毎日登校と昼食後の時間にトイレと廊下を掃除しますが、日本はみんな放課後に教室を掃除します。

また、日本は制服についての規定が厳しいと思います。校内で上履きに履き替えたり、毎日制服で登校しなければならないのです。台湾の高校で

は、体育の授業がある日には体育着とスニーカーのまま学校に來ます。そして、冬になったら、日本の高校は制定品以外の服の着用が禁止になり、自分のアウターを着てはいけません。台湾の高校にはほとんどこのような規定はありません。私が、一番驚いた事は、日本は台湾より寒いけれど、日本の女子高校生はどれほど寒くても制服のスカートを履きます。台湾ではみんな冬にズボンを履いています。

私は学校で「Eクラス」と呼ばれる英語選抜類型に入っています。そして、日本の英語授業は台湾より学生たちの会話力を重視していると思います。毎回隣席の人とペアを作って色々な会話の練習とプレゼンテーションをします。また、日本の先生は台湾と比べて、沢山のプリントを配布します。たまに教科書ではなく、主にプリントを使って教える先生もいます。また、生徒たちはテストの内容を暗記する為に、常に「赤シート」を使っています。「赤シート」は赤ペンで暗記したい部分を書き、それを使って文字を隠すことができます。私はそれを日本に来て初めて知ったものだったので、とても目新しいと思いました。

留学に來る前に、日本の学校は台湾よりも部活

動が広く行われていることを知りました。それを体験する為に、ダンス部に入りました。授業がある日は、週に4回放課後に約2時間練習します。大会が近くなったら、土日にも追加練習があります。台湾では週に1コマの「部活」という授業があるので、学生は全員部活に参加する必要があります

日本の高校と台湾の高校の違いについて

日本の高校と台湾の高校の違いを4つの部分に分けて紹介したいと思います。まずは学校環境についてです。麗澤瑞浪高校は中高一貫校ですが、台湾の高校と違って学校がとても広くて、寮、食堂（カフェテリア）、3つの体育館、グラウンド、最も驚いたのがゴルフ場もあります。日本人がほぼ自分で登下校していることは知っている台湾人は多数いて、その自立心には感心させられます。また、台湾の小学校と中学校には食堂がないので、昼食は学校名義で注文したお弁当かコンビニに売っている弁当でご飯を済ませます。台湾では、食堂は大学にしかありません。日本では自動販売機もありますが、日本の多くの学校は食育という政策に取り組んでいて、昼食は郷土料理がメインで



12月の時、インドネシアの留学生と一緒に岐阜市で行われた日本語能力試験を受けました。(名古屋駅で撮った写真です)

ます。日本の部活は自由参加ですが、練習量は台湾の何倍にもなります。

私は日本に来てわずか数ヶ月で、日本の豊かなキャンパスライフを体験しました。残りの時間も、頑張って一生忘れない思い出を沢山作りたいです。

麗澤瑞浪高校 鄭景文

す。カロリーや栄養情報なども表示されているので、やはり最近は生徒たちが食堂へご飯を食べに行くようになりました。

次に、最も違うところは、毎日の挨拶です。朝、先生や先輩は勿論、後輩と同級生に会ったら、大きな声で挨拶をして、元気よく返事をしなければいけません。台湾では、先生はおろか、クラスメートにもあまり挨拶をしないので、日本に来てすごく驚きました。クラスメートとの関係が深まっただけでなく、先生や先輩や後輩などに挨拶をし始め、毎日元気になって一日を始めることができました。続いて、日本の中間テストと期末テストについてです。台湾と違うのは、固定的な合格点がなくて、全員の点数を平均した上で半分に割り、それより低い点を「欠点」とします。テストの出題も意外と穴埋め問題が多いです。選択肢問題が多く、穴埋め問題のある科目が少ない台湾の高校生であった私にとって、非常に難しくなかなか慣れません。歴史では人の名前、起こったことの年代や記述問題など……私の場合は当てずっぽうで覚えてもダメです。最後に、SHR（ショートホームルーム）という一日の授業が始まる前の10



陸上競技大会でお友達と一緒に撮った写真です。

分ほどの時間です。台湾は朝自習の際、先生が何か連絡事項を伝える数分間と同じような時間です。台湾の高校では、席に座って先生の話聞きながら勉強することに問題はないですが、日本の高校では、身だしなみを整え、正式な挨拶（黙想、直って起立、気をつけ、礼、お願いします）をしなければいけません。また、SHRの間に、先生が生徒にその日の面白い出来事を喋りながら、私

たちとの交流を深めています。生徒同士との関係も深く繋がり、家族のようにお互いを大切にしています。この4ヶ月の中で日本の高校と台湾の違いに驚きと喜びを感じました。日本にいられるのはあと7ヶ月しかないのも、これから日本ならではの文化を学び、台湾にいる後輩たちにも日本の高校生活を知ってもらいたいと思います。

台湾の高校生から見た日本の学校教育

さいたま市立大宮北高校 林苺慈

9月から今まで4ヶ月の時間が経ち、その間で日本と台湾の学校生活の違いを沢山発見しました。先月の3ヶ月後研修で、他の留学生と交流して、日本の公立と私立学校の生活は結構違うことがわかりました。今日は主に私が留学している大宮北高校について以下の相違点をまとめました。

学校の雰囲気について

4ヶ月前、初めて大宮北高校に行った時、学校の環境と想像していた日本の高校は本当に似ていました。大宮北高校は「本気の学習」「本気の部活」「本気の行事」の3つの目標を掲げています。伝統的に、今までずっと制服のルールを守っていて、台湾の高校と比べてそんなに自由な校風ではありません。でも実際の学校の現状から見て、大宮北高校は少しずつ先進的な学校に変わっています。学習の方面は、ICTが導入されて生徒たちは一人一台タブレットを持っており、以前よりよい学習環境を築き上げています。部活について、特に運動部では、部員は一生懸命に練習しています。練習はとても辛いですが、部活動は特別な仲間意識が育ち、放課後の長い練習時間も生活を充実させます。大宮北高校のほとんどの生徒は帰国子女ではないので、皆さんから日本文化を学ぶことができます。それに、たとえ伝統的な学校のルールなどマナーは本当に厳しいと思っても生徒の皆さんは活力に溢れて毎日やる気満々です。

台湾の学校生活と似ているところ

日本の高校では、台湾と同じところもたくさんあります。毎日の朝学と放課後の掃除など学校の

習慣は、台湾からの留学生にとってすぐ慣れることができます。また、授業の内容は国語と公共以外は大体同じなので理解しやすいです。つまり、他のヨーロッパからの留学生より台湾と日本の学校は本当に似ています。

台湾と日本の教育の最大の違い

1. 通学方法：日本で、学生は電車もしくは自転車で学校に行き、天候にかかわらず自分で通学します。一方、台湾は高校生になっても親が送り迎えするのが一般的なことです。
2. 放課後：日本の高校生はあまり塾に通わない代わりに、オンラインビデオを見て、自宅学習をする人が多いです。台湾の高校にも部活があ



学校から眺める富士山

りますが、練習時間は放課後ではなくて授業の時間を使っていて、一部の台湾高校生にとって部活は半強制的なことだと思います。

3. 学校のマナー：学校のマナーについて、挨拶や責任感や清潔を保つという3つの目標を目指して教育します。まず、授業前と授業後の敬礼は先生に対して尊重する表現です。この常識は台湾の学生も知っているかもしれませんが、日本でこの挨拶のマナーは本当に重視されてみんな守っています。そして、責任感については日本の学生は「自分のことは自分でやる」という意識が高いです。例えば、マラソン大会の練習でみんなの忍耐力と一生懸命に目標を達成させようとする態度は留学生として私は学ぶべきことです。もう一つは「自分たちできれいにする」という事でみんなの学習環境はみんな一緒に維持します。生徒たちは毎日掃除し、先生も一緒に手伝うので、みんなの努力のもとで教室はいつもきれいです。

まとめ

最近、ずっと日本と台湾の学校の相違点から「自由の教育」について考えています。

学校のマナーは学生にとって社会に出る前に学ぶべきことだと思います。

制服の着用について例を挙げます。制服は生徒の身分を象徴し、生徒たちの一体感生まれるという良いところがあります。しかし、毎回体育の授業が終わった時、急いで着替えることは本当に不便だと思います。台湾より日本の制服ルールはもっと厳しく感じられます。台湾の高校では制服がありますが、登下校時や日中に制服を着用する必



日本の高校の上履き

要性はなく、自分の体温によって衣服を調整します。選択肢が多様にあるのは良いところですが自由すぎるので、不適切な服装をする生徒もいます。

両方の学校生活を体験して、学校のマナーはもちろん大切だと思いますが、ある程度の服装自由が導入されれば、多様性があるのは悪いことではないです。でも、自分の自由を守りながら、他の人に不便をかけてはいけません。みんな一緒生活している社会で、基本的な責任感があるべきだと思います。

学校で感じた日本と台湾の違い

京都府立山城高校 邱昱涵

季節は冬に入り、日本に来てからあっという間に4ヶ月になりました。初めての日本高校生活は、台湾で生まれ育った私にとって、すべてのものが新鮮でした。その中でも、色々な文化の違いがあります。

一番印象に残った文化の違いは、日本の高校では団体活動が多いことです。9月の始まりにある、

クラス全員でパフォーマンスを準備したり発表したりする文化祭、10月に京都を出て鹿児島をグループで探求する研修旅行、そして11月に学校全員の生徒を3つのブロックに分けて、リレーや綱引きなどのゲームで対抗する体育祭がそうです。学校行事以外にも、私が留学している山城高校は様々な部活があります。ほぼ9割以上の生徒



文化祭

が部活に入り、週に何回も部活をやっている人も多いです。日本人はいつも周りに迷惑をかけないように一生懸命に目標を達成させて、自分のベストを尽くします。

性格が内向的で他人とコミュニケーションをとることが苦手な私にとって、最初はこんなにたくさんある団体活動に少し慣れなかったが、徐々にみんなに溶け込んでいたら、色々な新しい発見ができました。例えば日本と台湾の文化の違いなど、そしてたくさんのおもしろい人にも出会いました。部活をやるときも、文化祭と体育祭を準備するときも、周りの人と同じ目標に向かって、助け合いながら一緒に頑張ることを通して、私は自分の居場所とアイデンティティを見つけました。

文化の違いを体験することが違う価値観に出会うことだと思います。自分の慣れた場所から離れ、違う文化の世界に入ること、今まで考えたことがない角度から物事を見直せます。また、自分の文化では当たり前のことは他の文化にとってはそうではないことを気づいた時に、自分の視野が広がり、この世の中には実は様々な人がいて、その人

達がそれぞれの生き方を持っている事もわかることができました。

視野を広げるだけではなく、私も文化の違いを体験することで、コミュニケーションをとることが苦手という自分の足りないところがわかりました。そして、それを克服するために、今までしたことのないチャレンジもたくさんしました。これからも、私は文化の違いを乗り越えて、より良い自分になるために努力します。



体育祭

令和4年度 外務大臣表彰 台湾人受賞者に対する表彰式の実施について (上)

外務大臣表彰は、我が国との友好親善関係の増進に特に顕著な功績のあった個人および団体について、その功績を称えるものです。

今年度、台北事務所からの推薦により台日文化経済協会、中華文化総会及び台中市白冷圳水流域発展協会が、高雄事務所からの推薦により社団法人台湾応用日語学会がそれぞれ受賞されました。ご功績に対し、衷心より敬意と感謝を表します。

今月号では、社団法人台湾応用日語学会理事長の受賞のお言葉を紹介いたします。

社団法人台湾応用日語学会

功績概要：台湾南部における日本研究の推進

台湾南部における日本研究の推進と支援を目的として2002年に創立。2007年から毎年1回の年次大会とともに国際学術シンポジウムを開催、日本や韓国からも演者を招き日本研究を通じた国際交流を展開。年次大会は日本語や文学に限定せず、多岐にわたる領域の日本研究者が研究成果を発表し、研鑽を積む機会となっており、台湾全体の日本研究の水準を高めることに寄与している。



外務大臣表彰（董荘敬先生）

同時に台湾南部の大学と共催で国際学術シンポジウムを開催することで、南部の大学の国際化、学術レベルの向上にも貢献している。

<https://www.koryu.or.jp/news/?ItemId=2976&dispmid=5287>

2022年度外務大臣表彰を受賞して

台湾応用日語学会 理事長
文藻外語大学ヨーロッパ・アジア言語学院院長
董荘敬

この度、台湾応用日語学会設立20周年の節目に当たる年に、外務大臣表彰という素晴らしい栄誉を賜り、我々一同、より心が引き締まる思いでございます。

台湾応用日語学会は、2002年7月27日設立、2004年『台湾応用日語研究』創刊、2008年に国際ジャーナルに昇格いたしました。また2010年には会員が台湾における日本研究・日本語教育向上という共通目的を共有し、「社団法人台湾応用日語学会」として新たなスタートを切りました。さらに当学会は、国際交流基金の「さくらネットワークメンバー」にもなり、2020年には「日本比較文化学会」と姉妹学会の協定を締結いたしました。

このような素晴らしい本学会の体系を構築されてきた台湾応用日語学会の会員の方々、また、台湾において日本語および日本の歴史、政治、経済、法律、文化、社会、教育、翻訳、同時通訳を含む広汎な学術領域ならびに応用言語の研究に携わってこられた台湾人、日本人研究者の方々の賜物でございます。現在、私どもは、台湾の新しい世代

のために、台日関係のさらなる発展を目指し、日本事情に関する研究を日々実践しております。さらに、昨今、東南アジアの若者だけでなく日本からも数多くの若者が日本語教育のみならず、台日関係や海外から見た日本事情を研究するために、台湾の大学や大学院に留学しています。これらの学術を学び、研究する日本の若者の増加により、台湾における日本語学や日本語教育を含む日本全般に関する研究の国際性という新たな扉が開かれるようになっただけでなく、良好な台日関係が、今後も発展していくことは明らかなです。海外の若者が台湾の高等教育機関で、台湾から日本について改めて知見を得ることにより、広汎な日本に関する学術領域ならびに応用言語に関する新たな発見が生まれる土壌が、ここ台湾に作られつつあります。

このような環境下において、我々台湾応用日語学会は、日本語学、日本文学、社会学、政治経済学などの包括的な「日本学」「日本研究」を中心とした研究分野において、学会会員の皆様の力を合わせ、台湾における上記の研究分野の更なる発展に寄与していく所存でございます。

最後になりましたが、この度の外務大臣表彰は、当学会会員の皆様の学会に対する無私のご献身、研究・教育活動、さらには日本台湾交流協会および国際交流基金の関係各位の皆様方のご支援、ご協力無しには到底頂くことはできなかったと存じます。改めて、皆様方に深謝申し上げますと同時に、当学会のますますの発展のためにも、今後と

も、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。



外務大臣表彰（団体）

日本台湾交流協会事業月間報告

1月	内容	場所
6日	日本語専門家派遣事業（主催）	台北市（万芳高校）
9日～14日	オピニオンリーダー招聘（趙天麟・立法委員）（主催）	東京都、千葉県
10日	2023日台知財シンポジウム（共催）	台北市（集思交通部国際会議中心）
11日	日本語専門家派遣事業（主催）	桃園市（中壢高校）
11日～17日	JENESYS2022東北訪問団（共催）	福島県、宮城県
13日	日台海洋協力対話第5回会合（共催）	東京都
19日	領事出張サービス	台南市
20日～2月8日	黒木国昭 創作60周年記念 台日国際芸術文化交流展（後援）	台北市（台湾国立国父記念館）

JENESYS2022東北訪問団（共催）

2023年1月11日～17日、台湾の大学生31名がJENESYS2022東北訪問団として福島県、宮城県を訪問しました。「復興・食品安全」をテーマとした今回のプログラムでは、女川シーバルピアや南三陸病院の記念碑を訪問し、昨年度オンラインで見学した商店街や記念碑を実際に歩いて、震災から復興した街の様子を視察しました。さらに、学生交流として、福島大学の学生と交流・意見交換をしたり、天栄村でのファームステイでの農業体験や林養魚所でハタの養殖を視察し、東北地方の食品安全に対して多角的な視点から理解を深める大変有意義な研修内容となりました。参加者からは、東北の復興はその地域の住民の声が反映されている点が素晴らしいと感じたという感想が多く、実際に訪問し、現地住民の話を聞かないと知ることができない日本を体感することができました。

【対日理解促進交流プログラム「JENESYS2022」について】

対日理解促進交流プログラムは、日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、対外発信力を有し、将来を担う人材を招聘・派遣し、政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策等に関する対日理解の促進を図り、外交基盤の拡充を目的とした外務省の事業です。

「JENESYS2022」は上記プログラムのうちアジア大洋州各国・地域を対象とした事業です。



維持会員制度について

公益財団法人である当協会では、事業に要する資金の一部を民間資金により補っております。このため設立当初より「維持会員」制度を設け、台湾へ進出して現地の工場、営業所または出張所に駐在員を派遣している企業、台湾と取引関係を有する企業、そのほか台湾に関心を有する企業、団体等にご加入のご協力をお願いしております。

加入いただきました会員の皆様には、台湾の経済開発、市場動向等についての最新情報を提供するため、当協会の会報「交流」（最新台湾経済等の情報、月1回発行）のほか、「台湾の経済DATABOOK」等の各種刊行物、資料を発行・送付しております。また、会員の皆様向けに当協会台北事務所長による台湾情勢に関する「維持会員報告会」を東京において年1回無料で開催している他、「台湾情勢セミナー」を年間数回無料で開催しております。さらに、貿易投資アドバイザーによる相談窓口も設けております。

【維持会員の特典】

1. 各種刊行物、資料の提供
以下の出版物等を随時提供いたします。
 - ・台湾情報誌「交流」（月1回発行）
 - ・台湾の経済DATA BOOK（年1回）
 - ・委託調査（毎年テーマを選定して調査を実施し、報告書として取りまとめたもの）
 - ・その他知財等の調査資料
2. 台湾情勢に関する維持会員報告会御出席
台北事務所長が台湾情勢について報告いたします。
3. 台湾情勢セミナー御出席
台湾の経済産業界の方々を講師として年に数回開催いたします。
4. 貿易相談窓口のご利用
貿易投資アドバイザーによる相談窓口を設けております。本制度に関するご照会、加入お申込みについては「公益財団法人日本台湾交流協会 東京本部 総務部 庶務室」までご連絡ください。

維持会費 1口につき年間12万円

交流

2023年2月 vol.983

2023年2月25日 発行

編集・発行人：花木 出

発行所：郵便番号 106-0032

東京都港区六本木3丁目16番33号

青葉六本木ビル7階

公益財団法人 日本台湾交流協会 総務部

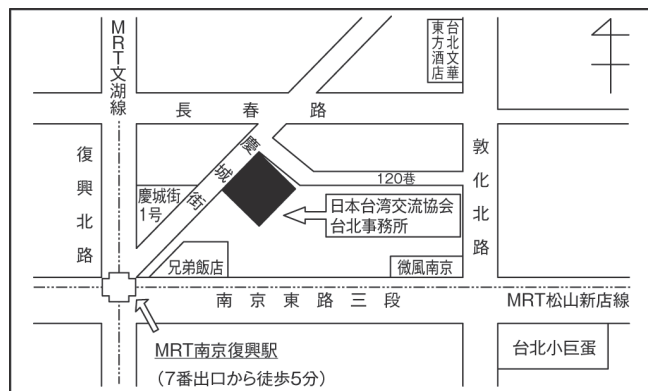
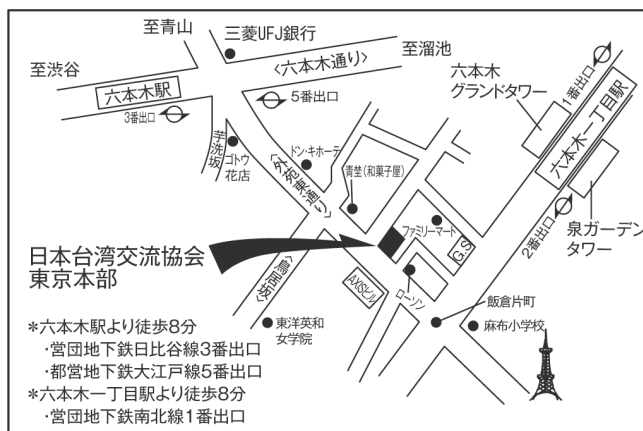
電話 (03) 5573-2600

FAX (03) 5573-2601

URL <http://www.koryu.or.jp>（三事務所共通）

表紙デザイン：文唱堂印刷株式会社

印刷所：文唱堂印刷株式会社



台北事務所：

台北市慶城街28號 通泰大樓

Tong Tai Plaza., 28Ching Cheng st., Taipei

電話 (886) 2-2713-8000

FAX (886) 2-2713-8787

高雄事務所：

高雄市苓雅區和平一路87號 南和和平大樓9樓・10樓

9F, 87Hoping 1st. Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan

電話 (886) 7-771-4008 (代)

FAX (886) 2-771-2734

ISSN 0289-9191



交流 Vol.983 2023年2月号

2023年2月25日発行(毎月1回25日発行) 公益財団法人 日本台湾交流協会